

## 下関市豊浦町指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：豊浦町指定棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

黒井地域：厚母郷の棚田、一ノ瀬の棚田、岡井手・小路の棚田、白滝の棚田

豊西地域：室津下の棚田

川棚地域：高野の棚田

範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### ○全地域（黒井、豊西及び川棚地域）

##### （1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

令和6年度まで中山間地域等直接支払交付金の活用等により、棚田地域の取組面積103.6haを維持し、耕作放棄地の発生防止に努める。

- ・担い手の確保

中山間地域等直接支払交付金の活用等により、棚田地域の保全（農地・道路・水路の管理）に取り組む人数を20人以上確保する。

##### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

令和6年度までに棚田にレンゲ等の作物を3.0ha作付けする。

##### （3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに農村交流体験（農作業体験等）の取り組みを年1回開催することで、関係人口の創出・拡大を図る。

一般社団法人豊浦産業振興事業団と連携し、広報誌やホームページへの掲載を行い外部への情報発信を積極的に行う。

#### ○黒井地域

##### （1）棚田等の保全

- ・生産性・付加価値の向上

令和6年度までに自走草刈機を1台購入し、農地の維持管理を省力化を図る。

##### （2）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和6年度までに酒造好適米の作付面積を1.6haから2.0haに増加する。

○豊西地域

(1) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

令和6年度までに鳥獣侵入防止柵の設置により鳥獣被害額を減少させる。

○川棚地域

(1) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

令和6年度までに新たに棚田米のブランド化を図り販売を開始する。

- ・自然環境の保全・活用

令和6年度までに鳥獣侵入防止柵の設置により鳥獣被害額を減少させる。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

○全地域（黒井、豊西及び川棚地域）

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

中山間地域等直接支払制度を活用し、地域住民が協力して農地、農道、水路の維持管理を行い棚田地域において耕作放棄の防止に努める。

- ・担い手の確保

下関市豊浦町土地改良区が中心となり棚田地域で実施する農業生産活動等の取り組みや事務等について支援を行い、担い手の確保、育成を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

棚田にレンゲ等の景観形成作物を3.0ha作付し、良好な棚田の景観を確保する。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農村交流体験（農作業体験等）として田植えや稲刈り等の体験の取り組みを年1回開催する。

一般社団法人豊浦産業振興事業団を通じて広報誌やホームページに農業体験イベントや棚田の農産物を紹介した内容等を掲載し、外部へ情報発信を行う。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

農村交流体験（農作業体験等）として田植えや稲刈り等の体験の取り組みを年1回開催する。

○黒井地域

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

- ・生産性・付加価値の向上

自走式草刈り機による草刈りのスマート農業の取り組みを推進し、維持管理に係る労力の低減を図る。

②棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和6年度までに酒造好適米の作付面積を1.6haから2.0haに増加する。

○豊西地域

①棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全活用

侵入防止柵を2,000m設置し、鳥獣被害対策を推進する。

○川棚地域

①棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

特色のある棚田米を開発し、棚田米としてのブランド化を図り、直売所等において販売を開始する。

- ・自然環境の保全活用

侵入防止柵を400m設置し、鳥獣被害対策を推進する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

豊浦町指定棚田地域振興協議会は下関市、農業者、農業者団体、一般社団法人豊浦産業振興事業団で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項